

## 第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15120

③施設の情報

名称：清和寮		種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：中屋 優子		定員（利用人数）：20 世帯	
所在地：岐阜県			
TEL：非公開		ホームページ： <a href="http://www.hida-jikoukai.or.jp/index.php">http://www.hida-jikoukai.or.jp/index.php</a>	
<b>【施設の概要】</b>			
開設年月日			
経営法人・設置主体（法人名等）：			
職員数	常勤職員：	9 名	非常勤職員
			0 名
専門職員	（専門職の名称）		
	社会福祉士	2 名	介護福祉士
			1 名
施設・設備 の概要	（居室数）通常室	17 室	（設備等）事務室・食堂・集会室・
	多子室	3 室	集会室・保育室・洗面所・浴室等

④理念・基本方針

理念…ひたむきに「児童福祉」「障がい福祉」の充実を追い求め、彼らの暮らしと生命、そして権利を守ることを私たちの使命として、地域福祉に貢献します

基本方針…

- 1 子どもたちの限りない幸せを願い、育てます
- 2 一人ひとりの暮らし方を共に考え、応援します
- 3 就労や活動を支援し、その人らしさを見つけるお手伝いをします
- 4 入所機能のノウハウを生かし、利用される方の暮らしを支えます
- 5 相談支援、居宅介護事業など、多様なサービスで地域生活を支えます

### ⑤施設の特徴的な取組

母親の「安定した職場確保」と「保育」に力を入れている。  
病児保育を実施しており、母親が仕事の際、重症や感染症でない限り子どもを預かる。母親運営会を定期的に実施している。  
必要に応じて、母親と職員で寮運営について話し合いの場を設けており、施設運営に資している。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 8 月 30 日（契約日） ～ 平成 年 月 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2 回（平成 25 年度）

### ⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・ 職員間のコミュニケーションを大切にするとともに、人事考課の過程で職員各自が年間目標や課題を設定し、その後施設長等と面接して職員一人ひとりの年間目標等の実効性を高める取組みをしている。
- ・ 利用者の安全の確保と自立支援の観点から児童相談所、児童家庭支援センター、保育所、小中学校のほか児童養護施設等との連携に努めている。また、地元市役所の担当課とのネットワーク会議や関係小中学校等との懇談会を開催して情報の共有を図るなど、関係機関との連携が適切に行われている。
- ・ 安心・安全への取り組みは法人内に安全課を置き、事故やヒヤリハット事例の収集と事故要因の分析・事故再発防止策が整備され、施設は法人内共有システムでいつでも検索できる状況にある。施設は緊急避難・水難・不審者侵入のマニュアルを作成し、定期的に訓練や器具の点検等を行っている。
- ・ 緊急時対応マニュアルに基づき、緊急一時保護が 24 時間受け入れ可能であり役割分担も明確になっている。寝具物品も整備されておりいかなる理由でも受入態勢が整っている。また、警察や福祉事務所等関係機関との連絡体制も整えられている。
- ・ ハローワークやパートバンク等様々な機関との連携や調整を行い、母親が安心して就労できるように補完保育・病後児保育・学童保育等の支援を行っている。

◇改善を求められる点

- ・ 理念、基本方針は、法人全体のパンフレット並びに施設のホームページや援助指導計画書等で明らかにしており、職員等に周知しているが、利用者にも掲示等を含め簡潔に周知するなどの取組みを期待したい。
- ・ 地域交流について、地域の食を考える会のボランティアによる調理と試食会が開催されるなど、内容に応じて受け入れているが、全般に実績等は少ない。守秘性が高い事例への配慮が主な理由で首肯できる。引き続き内容を吟味しながら受け入れ事例の積み上げを期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

3年ぶりに受審させて頂きました。まさに「気づき」のための受審だったと思います。自己評価で見えてきた当施設の「弱み」が第三者評価でも指摘されました。地域やボランティアへの施設解放・アフターケア・マニュアル等の文章化等、できるところから改善して「弱み」を「強み」に変えていきたいと思っています。

全般的にはありがたい評価や、激励の言葉を頂き、良いところをより伸ばす姿勢で行くよう助言されました。

改善点は、耐震・老朽化による施設の全面改修を行うことで解決できることが多いため、一日も早く建て替えられるよう、行政・法人・施設一体となって取り組みます。

このたびはありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 法人全体のパンフレット並びに施設のホームページや援助指導計画書等で明らかにし、職員等に周知しているが、利用者にも掲示等を含め簡潔に周知するなどの取り組みを期待したい。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 各施設の経営情報を基に法人事務局と連携して経営環境等（財務を含む。）を的確に把握・分析している。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 経営課題（暫定定員の改善や施設の改築等）を明確にすると共に、県外を含む広域入所や改築に係る施設の在り方検討委員会の立ち上げなど、具体的な取り組みを進めている。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されて	a・b・c

	いる。	
<p>&lt;コメント&gt; 昭和45年に建築された現在の施設の改築と利用者サービスの向上は一体との認識に立ち、ここ数年来法人では施設の改築を重要事項に位置付けるなど、計画を明確にしている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 平成28年度事業の重点項目として、①地域に求められる施設（含む、建て替え計画を具体的にする）をめざす、②母と子の心を癒し、子どもの発達を支援する、③保育・子育て支援を強化する、④母親の社会的自立を促すなどを掲げ事業計画を策定している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 前年度の事業結果の総括（反省・取り組み課題等）を行ったうえで翌年度の事業計画を策定するなど評価・見直しが職員参加のもと組織的に行われている。また、職員会議で周知徹底するとともに、年度中途にも計画の変更を要する場合には職員会議を経て変更しているなど適切である。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 行事等の実施計画を中心に関係資料の配布や掲示等により母親や子どもに周知している。その他修繕工事等で母親等の理解を得る必要のある場合には必ず事前に文書等で理解と協力を依頼している。</p>		

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 職員の参画のもと、事業計画や個別支援計画等は具体的できめ細かく策定されている。また年度中途においても業務等の見直しを行い、職員会議を経て実行するなど、支援の質の向上に向けた取り組みが機能している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 職員会議や各種会議（少年指導員会議・支援検討会議等）で課題等の共有化を図り、職員の共通理解のもとに組織全体で役割を分担しながら改善に取り組む仕組みが定着している。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設を代表し総括責任を負う旨を職務分掌で明確にするとともに、事業計画等の策定の過程や職員会議等で職員の理解を図っている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人事務局で遵守すべき法令等全般の管理をしており、必要に応じ閲覧できる仕組みを整備している。また、(全国・東海北陸・県内の)母子生活支援施設協議会等が主催する会議や研修会に出席して福祉動向のほか関連法令等の情報を常に把握している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は過去にも現施設で長年直接処遇職員として従事するなど業務経験が豊富で、自らも「(気持や思いを)受け入れる。寄り添う。」を支援の基本としている。</p> <p>倫理綱領をはじめ重点取り組み事項を明確にするとともに、安全防災、保健衛生、生活・食事管理、母親支援、子どもへの支援、被虐待児への取組み等各般にわたるきめ細かな支援に加え、心理療法等の導入など、先駆的な取組みも視野に入れるなど、支援の質の向上に意欲を持ち、その取組みに指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 定員20世帯に対して平成28年度は暫定定員が18世帯と措置費収入が少ないなど経営(収入確保)環境は厳しい状況にある。暫定定員は施設の老朽化も影響しているが、現施設の一層の活用が必要との認識にたち、県外等広域からの利用者の受け入れにも積極的に取組んでいる。その他、措置費の単価改定に即応して職員(少年指導員)を増員するなど、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>		

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉗・b・c

<p>&lt;コメント&gt; 法人全体で人材の確保や人材育成を重点事項に掲げ、継続雇用（定年退職再雇用）やパート雇用職員の待遇改善、障がい者雇用等のほか、隣接県の福祉系大学と連携し、学生実習等を通じ新規職員の確保など、福祉人材の確保・定着等に積極的に取り組んでいる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人の理念・使命等に基づき「求められる職員像」（職務行動基準、第2版）を明確にするとともに人事考課管理等の諸規定で職務に関する評価等を実施している。今後は職員の意向等を評価・分析して人事管理（人事異動等を含む。）に活用するなど、一層の取り組みを期待する。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設長と職員の面接・懇談を定期的に行って意向等を把握している。また、社会福祉法人福利厚生センターや一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会に加入し、職員の福利厚生を積極的に後押しするなど働きやすい職場づくりに目配りしている。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 職員間のコミュニケーションを大切にするとともに、人事考課の過程で職員各自が年間目標や課題を設定し、その後施設長等と面接して職員一人ひとりの年間目標等の実効性を高める取組をしている。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人の事業計画に「人材確保・育成」を明確に位置づけ、法人事務局に研修室を設け職員の教育・研修に取り組んでいる。また、母子生活支援施設協議会や児童養護施設等の関係団体が主催する研修にも参加している。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 毎年度、職員の学習（教育）・研修方針を定め、多様な研修等に職員を積極的に派遣するなど、職員の教育・研修機会を確保している。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 実習生マニュアルを作成して対応しているが、実習生の受け入れ実績は法人内の他の施設に比べて少ない。背景にドメスティック・バイオレンス（DV）等の事例で所在等の守秘性が強く求められることもあるので、こうした諸課題を検討する中で順次実績の積み上げを期待する。</p>		

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; ホームページの開設をはじめパンフレットで理念や使命、事業内容を公開している。また、広報紙で事業や財務等の情報を定期的に公開している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人事務局を5課（総務・人事・会計・安全・栄養）制で組織し、全体の事業を進行管理している。また苦情解決第三者委員の委嘱をはじめ法務・財務・労務の分野には外部の専門家が適宜事業のアドバイスをする仕組みを確保するなど、透明性の高い経営・運営のための取組を行っている。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt; 地域の自治会（町内会）の行事や文化祭等に参加するなど交流する機会を確保している。なお、所在等の守秘性が強く求められる事例もあるので、今後も個別事例に配慮するなど、慎重な対応を期待する。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt; 地域の食を考える会のボランティアによる調理と試食会が開催されるなど、内容に応じて受け入れているが、全般に実績等は少ない。守秘性が高い事例への配慮が主な理由で首肯できる。引き続き内容を吟味しながら受け入れ事例の積み上げを期待する。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 利用者の安全の確保と自立支援の観点から児童相談所、児童家庭支援センター、保育所、小中学校のほか児童養護施設等との連携に努めている。また、地元市役所の担当課とのネットワーク会議や関係小中学校等との懇談会を開催して情報の共有を図るなど、関係機関との連携が適切に行われている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt; 児童の友達が遊びに訪れることがあり、交流支援の立場から受け入れている。なお、施設の老朽化等の制約があるのも理解できるので改築等を契機に積極的な取組を期</p>		

待する。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 想定される福祉ニーズは把握している（地域の人たちへの会議室や遊戯室等の提供、ひとり親家庭への相談支援等）が、施設の老朽化という制約があり、現状での取り組みでは十分でない。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人が定める職務行動基準の中で「求められる職員像」として基本姿勢が明示されている。施設は倫理綱領の尊重に向けた研修・学習会を計画的に実施し、職員の共通理解に努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人内に権利擁護・虐待防止委員会が設置され、不適切な発生事案には速やかに対応できる体制にある。また、職務行動基準では、利用者のプライバシーを守り、守秘義務を貫く指針を掲げ周知に努めている。施設の浴室・トイレ・居室等の生活の場は、建物が古く、その環境改善に配慮を求められるが、法人の施設整備検討委員会において建て替えが検討されている状況にある。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 支援の利用についての情報提供は、分かり易く編集された「生活のしおり」を中心にパンフレットや居室写真等を交え説明し、母親・子どもの意見にも丁寧に答えている。また、施設概要は法人のホームページで案内が行われている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 定められた様式に従い母親と子どもより、入所前から現在に至るまでの現状を聞き、これを自立支援計画に繋げ同意を得ている。また、難しい事案は関係機関と連携し計画を策定している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt; 移行等は市役所等と連携しながら定められた手順で行っている。退所後の支援は相談があれば行うことになっているが、相談窓口担当者を口頭だけでなく文書で伝える等の支援の継続性への配慮が求められる。第三者評価利用者アンケート結果にある「みんなこのままサヨナラは淋しい、また会える場があれば・・・」という声を大切にされたい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 職員は24時間体制で支援に従事し、母親と子どもからの要望・相談等をくみ取る姿勢を大切にしている。また、定期的に行う懇談・面接会、母親運営会や子ども運営会などにより、意見・要望などを聞く場を確保し、改善に繋げる体制が整っている。第三者評価利用者アンケート結果から見える住環境の改善要望は、法人の施設整備検討委員会で検討されている状況にある。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 苦情解決の仕組みは法人全体で位置づけ、苦情解決実施要綱のもと体制を整えている。また、苦情などの受付や解決の状況は、ホームページで広く公表している。施設では苦情受付担当者及び第三者委員を置き、趣旨の周知に努めている。第三者委員は定期的に施設を訪問し、希望した母親を対象に面談を行っている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 意見や相談方法などの案内は文書で示し、相談相手は職員や第三者委員の誰でも選べることを付記している。また、新たに子どもと語る会を発足させ、年齢別のグループ分けにより話し易い環境づくりの工夫が見える。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt; 日常的な相談や意見は受付から結果説明までの体制を整え取り組んでいるが、マニュアルはなく日常的な記録のなかで整理されることが多いため、苦情解決の仕組みに準じたマニュアル等の整備が求められる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 安心・安全への取り組みは法人内に安全課を置き、事故やヒヤリハット事例の収集と事故要因の分析・事故再発防止策が整備され、施設は法人内共有システムでいつでも検索できる状況にある。施設は緊急避難・水難・不審者侵入のマニュアルを作成し、定期的に訓練や器具の点検等を行っている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉓・b・c

<p>&lt;コメント&gt; 施設に医療ケア担当を置き、感染症予防対策マニュアルのもと予防や発生時対策を講じている。また、季節的な予防啓発や家庭への薬品の配布を行っている。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 災害時の安全確保は避難訓練や水害対応マニュアルのもと、災害時における対応体制を整え万全を期している。安全防災の取組は年間計画に基づき訓練や防災・防犯教育を積極的に行い、生活物品の備蓄は3日分を用意している。また、法人は災害時における施設の事業（支援）継続の観点から「BCP」を作成し、研修会を通して事前対策が講じられている。</p>		

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 支援は毎年作成している援助指導計画書のもと行っている。食事管理、衛生管理、安全防災、保健衛生、生活管理等の実施方法は文書化されているが、さらに具体的に実施方法を整備されることを期待する。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 前項の整備に際しては、事業計画等の作成の過程で、PDCAのサイクルを活用し、支援の質に繋げることを期待する。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 自立支援計画策定は担当責任者を置き、施設での体制を確立している。また、毎月開催する支援検討会でのアセスメントは、様式に従いきめ細かく行い一人ひとりの自立支援計画に繋げている。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 自立支援計画の評価・見直しは、PDCAのサイクルを活用し年2回職員全員で実施している。自立支援計画は施設長・担当責任者と母親等が懇談や説明を通して同意を得ている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 日誌や支援会議の予定等は施設内の共有システムにより全職員に配備されたパソコンで情報を共有化している。自立支援計画は統一された様式により整理されている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c

	る。	
<p>&lt;コメント&gt; 法人が定める個人情報管理規程のもと、施設は規程に基づき個人情報保護担当者を置き、記録の保管・保存・廃棄・情報提供・漏洩対策の管理体制を確立している。特に電子データ管理は、取り扱いや情報漏えいの防止対策の徹底を講じている。</p>		

## 内容評価基準（28 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人は職務行動基準で利用者の尊重と支援の姿勢を細かく示し、研修会などを通し職員共通意識の醸成が図られている。施設は日々の生活や母親との懇談会、母親運営会などの声に耳を傾け、利用者の最善の利益を考えた支援に努めている。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人内に権利擁護・虐待防止委員会の設置及び虐待防止マニュアルを策定し、人権擁護の啓発と職員研修会等の防止対策が取られている。施設は倫理綱領で人権侵害の防止を示し、「人権擁護・人権侵害及び虐待の防止のためのチェックシート」により自己点検を毎月実施している。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 不適切な行為はあらゆる機会を通し許されないことを伝え、日頃の支援を通し人間関係の大切さと良好な関係づくりに努めている。また、年間の行事計画は、親子でお弁当を作りお花見に行く等の母子で一緒に参加することを目的とした行事が多く計画されており、母親や子どもの融和が図られる工夫が見られる。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉓・b・c

<p>&lt;コメント&gt; 職員はCAP研修を通して、子どもが自分自身を守る具体的な方法等について学習している。日頃から親子関係の把握に努め、母親や子どもからの訴え・サインを見逃さない姿勢及び施設の巡回を通して事前防止に努めている。また、職員の居室への訪問は必ず女性を含め2人で行うなど配慮をしている。</p>		
<p>A-1-(3) 思想や信教の自由の保障</p>		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設での宗教活動等は強要せず、個人的な活動等は尊重している。</p>		
<p>A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt; 母親運営会、子ども運営会は年3回実施し、仕事都合の欠席者を除き全員参加の状況で協力的である。母親による共同便所・風呂の清掃を期待するも関心は薄いお盆・正月は各階で話し合い自主的に行っている。施設は地域の町内会に加入しており、地域の川の清掃活動には順番で参加している。引き続き、さらなる自主的な活動ができるような取り組みを期待する。</p>		
<p>A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活</p>		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設は母親が将来の生活の糧にするため、ハローワークの求人情報の提供や就業への資格取得の支援など積極的に行っている。母親や子どもの意向をくみながら、主体性を尊重する支援に心がけている。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 行事などの企画は母親や子どもの意見などを取り入れ、生活の楽しみ・趣味・スポーツやアウトドア体験などのプログラムを用意し、参加を通して自立への意欲などに繋げている。母親や子どもが行事に参加し易いよう弁当の準備、子どもの預かりなど配慮している。</p>		
<p>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもを安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設は倫理綱領の中でアフターケアへの支援を掲げ、退所後も問題が発生しやすくなる事を職員は理解し、退所者が安定した生活ができるよう様々な支援の提供を期待する。</p>		

## A-2 支援の質の確保

<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門	㉑・b・c

	的支援を行っている。	
<p>&lt;コメント&gt; 母親と子どもが抱える課題に対して、職員が正しく理解し、個々の気持ちに寄り添った支援に心がけ、職場内研修を通じて、利用者とのコミュニケーションを学ぶ機会を設けている。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 母親と子どもが安心して施設を利用できるよう信頼関係の構築に心がけ、関係機関と連携し課題の解決に取り組んでいる。入所時に、施設の立地状況について詳細に説明し、公共交通機関等の不便さについて理解を得ている。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じて、医療機関への受診を促している。食生活では、1週間の調理の献立を一緒に作ったり、掃除や着替え、整理整頓、ゴミ出しなどを一緒に行うなど細かな配慮をしながら支援を行っている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 常に母親と子どもの精神状態に気を配り、不適切なかわりがあった際には介入したりして、育児不安や悩み等の相談には助言や介助の支援を行っている。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 日常的に気軽に声をかけ相談に応じている。特に対人関係が苦手な母親に対しては、母親運営会や親子行事等において、行事に参加する母親の組み合わせに配慮したり、時間配分にも心がける等細かな支援を行っている。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設が保育所と隣接している環境から、学童保育や祝日保育等を最大限利用している。行事等に参加しない母親には、声かけをし積極的に参加を促している。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもに対し学習や宿題の習慣づけを心がけている。居室でなかなか勉強する環境が作れないため、夕方、食堂を学習室として開放している。なお、学習ボランティアや遊びのボランティアの協力を期待する。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人と	㊦・b・c

	の関係づくりについて支援している。	
<p>&lt;コメント&gt; 子育てが苦手な母親の子どもや、DV被害児は、職員に甘えたり反抗したりする等様々な形で愛情を求めてくるが、母子支援員・少年指導員はどの子どもに対しても平等に受け入れ、良い人間関係を作れるように支援している。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 中学生以上の男女が同じ階に住んでおり、共有のトイレや風呂を使用している。思春期も重なり、性に対する関心と知識が伴わず、恋愛等の難しい問題が多くなり苦慮している。</p> <p>職員は、子どもの年齢・発達段階に応じた性についての知識を得る機会として、性に関する研修を受講し、職員間においても情報を共有し、指導にあたっている。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 緊急時対応マニュアルに基づき、緊急一時保護が24時間受け入れ可能であり役割分担も明確になっている。寝具物品も整備されておりいかなる理由でも受入態勢が整っている。また、警察や福祉事務所等関係機関との連絡体制も整えられている。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 居所が知られ危険が及ぶ可能性があるDV被害者は、母親と子どもの意向を確認のうえ、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設へ転居等の支援を行っている。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 母親の自己肯定感を回復するため、面談を通じ、個別対応職員が安心した生活を一緒に考えるようなかかわりがなされている。第三者評価利用者アンケート結果からも「安心して通学できる」「相談に乗ってもらえる」等の声があり、適切な支援が行われていることがうかがえる。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 法人に臨床心理士を配置し、カウンセリングが必要な被虐待児に対して、関係機関と連携し、情報交換を行いながら虐待体験からの回復を支援している。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉓	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	㊸・b・c

<p>&lt;コメント&gt; 虐待の発生や疑いがある場合には、関係機関と連携し支援している。また、必要に応じて、母親の同意を得て臨床心理士へ繋いでカウンセリング等の専門的ケアを行う体制が整えられている。</p>		
A⑳	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 母親や子どもの方から、職員に相談することもあり、職員と利用者との人間関係が形成されている。また、利用者同士のトラブル等に対しても積極的に職員が介入している。また、どの家族も安心して生活できるように母親や子どもの家族関係についても、気軽に相談できる体制を作っている。</p>		
<p>A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援</p>		
A㉑	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 本人の気持ちを大事にしながら、必要に応じて、関係機関に同行し不安のないように配慮したり、法人内の関係社会福祉施設に紹介したりと、社会的サービスを受けながら自立できるように支援している。</p>		
<p>A-2-(9) 就労支援</p>		
A㉒	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; ハローワークやパートバンク等様々な機関との連携や調整を行い、母親が安心して就労できるように補完保育・病後児保育・学童保育等の支援を行っている。</p>		
A㉓	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 就労を希望する母親には、ハローワークに同行したり相談に乗ったりしている。また、就労が長続きしないときでも、個々に対応し就労の継続に向けて支援を行っている。</p>		
<p>A-2-(10) スーパービジョン体制</p>		
A㉔	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt; スーパーバイザーとして明確に定められた職員の配置はないが、いつでも相談できる体制は構築されている。支援に関する研修に参加し、職員の専門性を培い施設の組織力の向上に繋げている。</p>		